

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たるときが休日に当たる翌日)

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字大西浜一三八〇の一、一三八〇の二、一三八〇の六、大字由良宿字西浜一九五四の三、二二一一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

農道敷地とするため

(一) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字道江二〇八四（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

農道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一)

解除予定に係る保安林の所在場所

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石破朗

二

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

八頭郡智頭町大字大呂字タワノウェ一〇五八、字滝ヶ谷一〇六七、  
一〇七〇、一〇七四、一〇七六（以上五筆について、次の図に示す部  
分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

縦覧に供する書類の名称

水源のかん養

土地改良事業計画書及び条例の写し

(三) 解除の理由

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十一月二十八日から二十日間

(四) 林道敷地とするため

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期  
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二(二)

解除予定に係る保安林の所在場所

四 異議の申出

三 縦覧に供する場所

二(三)

解除の理由

二(四)

林道敷地とするため

二(五)

保安林として指定された目的

二(六)

土砂の崩壊の防備

二(七)

解除の理由

二(八)

林道敷地とするため

二(九)

解除の理由

二(十)

土砂の崩壊の防備

二(十一)

解除の理由

二(十二)

土砂の崩壊の防備

二(十三)

解除の理由

二(十四)

土砂の崩壊の防備

二(十五)

解除の理由

二(十六)

土砂の崩壊の防備

二(十七)

解除の理由

二(十八)

土砂の崩壊の防備

二(十九)

解除の理由

二(二十)

土砂の崩壊の防備

二(二十一)

解除の理由

二(二十二)

土砂の崩壊の防備

二(二十三)

解除の理由

二(二十四)

土砂の崩壊の防備

二(二十五)

解除の理由

二(二十六)

土砂の崩壊の防備

二(二十七)

解除の理由

二(二十八)

土砂の崩壊の防備

二(二十九)

解除の理由

二(三十)

土砂の崩壊の防備

二(三十一)

解除の理由

二(三十二)

土砂の崩壊の防備

二(三十三)

解除の理由

二(三十四)

土砂の崩壊の防備

二(三十五)

解除の理由

二(三十六)

土砂の崩壊の防備

二(三十七)

解除の理由

二(三十八)

土砂の崩壊の防備

二(三十九)

解除の理由

二(四十)

土砂の崩壊の防備

二(四十一)

解除の理由

二(四十二)

土砂の崩壊の防備

二(四十三)

解除の理由

二(四十四)

土砂の崩壊の防備

二(四十五)

解除の理由

二(四十六)

土砂の崩壊の防備

二(四十七)

解除の理由

二(四十八)

土砂の崩壊の防備

二(四十九)

解除の理由

二(五十)

土砂の崩壊の防備

二(五十一)

解除の理由

二(五十二)

土砂の崩壊の防備

二(五十三)

解除の理由

二(五十四)

土砂の崩壊の防備

二(五十五)

解除の理由

二(五十六)

土砂の崩壊の防備

二(五十七)

解除の理由

二(五十八)

土砂の崩壊の防備

二(五十九)

解除の理由

二(六十)

土砂の崩壊の防備

二(六十一)

解除の理由

二(六十二)

土砂の崩壊の防備

二(六十三)

解除の理由

二(六十四)

土砂の崩壊の防備

二(六十五)

解除の理由

二(六十六)

土砂の崩壊の防備

二(六十七)

解除の理由

二(六十八)

土砂の崩壊の防備

二(六十九)

解除の理由

二(七十)

土砂の崩壊の防備

二(七十一)

解除の理由

二(七十二)

土砂の崩壊の防備

二(七十三)

解除の理由

二(七十四)

土砂の崩壊の防備

二(七十五)

解除の理由

二(七十六)

土砂の崩壊の防備

二(七十七)

解除の理由

二(七十八)

土砂の崩壊の防備

二(七十九)

解除の理由

二(八十)

土砂の崩壊の防備

二(八十一)

解除の理由

二(八十二)

土砂の崩壊の防備

二(八十三)

解除の理由

二(八十四)

土砂の崩壊の防備

二(八十五)

解除の理由

二(八十六)

土砂の崩壊の防備

二(八十七)

解除の理由

二(八十八)

土砂の崩壊の防備

二(八十九)

解除の理由

二(九十)

土砂の崩壊の防備

二(九十一)

解除の理由

二(九十二)

土砂の崩壊の防備

二(九十三)

解除の理由

二(九十四)

土砂の崩壊の防備

二(九十五)

解除の理由

二(九十六)

土砂の崩壊の防備

二(九十七)

解除の理由

二(九十八)

土砂の崩壊の防備

二(九十九)

解除の理由

二(一百)

土砂の崩壊の防備

二(一百一)

解除の理由

二(一百二)

土砂の崩壊の防備

二(一百三)

解除の理由

二(一百四)

土砂の崩壊の防備

二(一百五)

解除の理由

二(一百六)

土砂の崩壊の防備

二(一百七)

解除の理由

二(一百八)

土砂の崩壊の防備

二(一百九)

解除の理由

二(一百十)

土砂の崩壊の防備

二(一百一十一)

解除の理由

二(一百一十二)

土砂の崩壊の防備

二(一百一十三)

解除の理由

二(一百一十四)

土砂の崩壊の防備

二(一百一十五)

解除の理由

二(一百一十六)

土砂の崩壊の防備

二(一百一十七)

解除の理由

二(一百一十八)

土砂の崩壊の防備

二(一百一十九)

解除の理由

二(一百二十)

土砂の崩壊の防備

二(一百二十一)

解除の理由

二(一百二十二)

土砂の崩壊の防備

二(一百二十三)

解除の理由

二(一百二十四)

土砂の崩壊の防備

二(一百二十五)

解除の理由

二(一百二十六)

土砂の崩壊の防備

二(一百二十七)

解除の理由

二(一百二十八)

土砂の崩壊の防備

二(一百二十九)

解除の理由

二(一百三十)

土砂の崩壊の防備

二(一百三十一)

解除の理由

二(一百三十二)

土砂の崩壊の防備

二(一百三十三)

解除の理由

二(一百三十四)

土砂の崩壊の防備

二(一百三十五)

解除の理由

二(一百三十六)

土砂の崩壊の防備

二(一百三十七)

解除の理由

二(一百三十八)

土砂の崩壊の防備

二(一百三十九)

解除の理由

二(一百四十)

土砂の崩壊の防備

二(一百四十一)

解除の理由

二(一百四十二)

土砂の崩壊の防備

二(一百四十三)

解除の理由

二(一百四十四)

土砂の崩壊の防備

二(一百四十五)

解除の理由

二(一百四十六)

土砂の崩壊の防備

二(一百四十七)

解除の理由

二(一百四十八)

土砂の崩壊の防備

二(一百四十九)

解除の理由

二(一百五十)

土砂の崩壊の防備

二(一百五十一)

解除の理由

二(一百五十二)

土砂の崩壊の防備

二(一百五十三)

解除の理由

二(一百五十四)

土砂の崩壊の防備

二(一百五十五)

解除の理由

二(一百五十六)

土砂の崩壊の防備

二(一百五十七)

解除の理由

二(一百五十八)

土砂の崩壊の防備

二(一百五十九)

解除の理由

二(一百六十)

土砂の崩壊の防備

二(一百六十一)

解除の理由

二(一百六十二)

土砂の崩壊の防備

二(一百六十三)

解除の理由

二(一百六十四)

土砂の崩壊の防備

二(一百六十五)

解除の理由

二(一百六十六)

土砂の崩壊の防備

二(一百六十七)

解除の理由

二(一百六十八)

土砂の崩壊の防備

二(一百六十九)

解除の理由&lt;/div

## 三 縦覧に供する場所

日南町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第九百三十号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 作業種類

航空写真測量

## 二 作業期間

昭和四十八年十一月二十八日から昭和四十九年二月二十八日まで

## 三 作業地域

米子市長砂町、昭和町、博労町一丁目から同町四丁目まで、陽田町、

日久美町、万能町、道笑町一丁目から同町四丁目まで、末広町、愛宕町、祇園町一丁目、同町二丁目、陰田町及び美吉

廃止した。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方 メ ー トル)	積 荷 (面 方 メ ー トル)	用途
鳥取市湖山町字井戸東上道四三三番一地先から同 町字井戸東上道四三三番一地先まで	八四・四二			道路敷

## 鳥取県告示九百三十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十一月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方 メ ー トル)	積 荷 (面 方 メ ー トル)	用途
東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ千石一九八六番三地 で先から同町大字長瀬字二ノ千石一八六番二〇地ま で	二四・八九			道路敷

## 鳥取県告示第九百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十一月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年十一月二十日から用途  
廃止した。

## 鳥取県告示第九百三十一号

場所	(面積) (平方メートル)	用途
倉吉市福庭字清水一五六番四地先 倉吉市福庭字清水一五六番五地先	九・〇三	道路敷
	一八・五一	道路敷

**鳥取県告示第九百三十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 河川の名称  
千代川水系に係る一級河川砂田川
- 二 廃川敷地が生じた年月日  
昭和四十八年十一月二十七日
- 三 廃川敷地の位置  
鳥取市広岡字石ノ内一九五番一地先及び一九五番一地先  
鳥取市広岡字石ノ内一九四番二地先から同市海蔵寺字餘礪三四番一地  
まで
- 四 廃川敷地の種類及び面積  
土地 一、三八一・六五平方メートル

千代川水系に係る一級河川砂田川について河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。  
図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(図面省略)